

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和６年度 敦賀港自動係留装置定期点検・保守業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町１－１－１
契約締結日	令和 ６年 ４月 １日
契約の相手方の氏名及び住所	OHM J a p a n株式会社 東京都千代田区三番町１４番地 MLC 三番町ビル４階
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1 5 , 9 5 0 , 0 0 0 . -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1 5 , 9 5 0 , 0 0 0 . -
随意契約によることとした理由	本業務は、敦賀港(鞠山南地区)岸壁(-14m)に設置している自動係留装置の性能を維持するため、定期点検・保守業務を行うものである。 自動係留装置は、海外メーカーの CAVOTEC 社製（以下、メーカーという。）であり、国内で初めて敦賀港に設置された装置である。 同装置は、船舶の接岸において、アームの先端に装着した吸着板を遠隔操作により船舶に吸着させ、係留状態を保持する装置であり、アームを船舶の動揺に合わせ上下左右伸縮させる油圧システムと船体に吸着させるための電気・真空システム及びそれらを遠隔制御するシステムに分かれている。 これらのシステムを健全な状態に維持するためには、日常的に遠隔監視を行い、かつ定期的に点検を行う必要がある。 同装置の定期点検・保守業務にあたっては、遠隔監視において機器に内蔵されたセンサーから送信される信号を受信、解析により各システムの状態を監視し、定期点検において、各システムの部品等の健全度を点検するものであり、この遠隔監視の機能や、点検の手順等を示す各種マニュアルには CAVOTEC 社独自の技術にかかる知的財産が含まれているため同社以外は対応できないものである。 OHM J a p a n株式会社は、装置の開発における独自技術を保有したメーカーと代理店契約を締結した国内唯一の者であり、本業務を遂行できる国内唯一の者である。 以上の理由により、会計法第２９条の３第４項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、OHM J a p a n株式会社と随意契約を行うものである。
備 考	